

□第1回 鳥羽市景観審議会 議事録

日 時

令和2年7月31日(金) 10時30分～11時30分

場 所

鳥羽市民文化会館 3階 中会議室

1 開会

事務局

第1回鳥羽市景観審議会を開催させていただきます。建設課まちづくり整備室室長の鳥羽と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

事務局

開会にあたりまして、市長より挨拶を申し上げます。

(市長より、挨拶)

事務局

本日は初めての審議会ですので、本来ならば市長より委員の皆様へ直接委嘱状をお渡しするところですが、感染症対策のため、予め配付させていただいています。

※配付資料の確認を行った。

※事務局より、資料1に基づいて景観審議会の目的と役割について説明した。

3 自己紹介

※出席者の自己紹介を行った。

※事務局より、2分の1以上の委員が出席しているため、会議が成立している旨の報告を行った。

4 会長及び副会長の選出について

事務局

鳥羽市景観条例施行規則第17条の規定により、会長が会務を総理し、審議会を代表することになっていますが、初めての審議会ですので会長、副会長が決まっていません。鳥羽市景観条例施行規則第17条では委員の互選により定められていますが、いかがいたしましょうか。

委員

事務局一任。

事務局

事務局一任との声がありましたが、よろしいでしょうか。

事務局としては、会長を三重大学の浅野委員、副会長を鳥羽商工会議所の清水委員にお願いしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

委員

異議なし。

事務局

「異議なし」の声を頂戴しました。

それでは、会長より一言ご挨拶をお願いします。

(会長より、挨拶)

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5 議題

○議案第1号 鳥羽市景観計画（案）について

会長

会議次第に基づいて進めていきたいと思えます。

それでは、議題に入ります。本日の審議会では諮問がありますので、諮問についての説明をお願いします。

※市長より、鳥羽市景観計画（案）について諮問した。

会長

ありがとうございました。ただいま市長より、鳥羽市景観計画（案）についての諮問がありました。

それでは早速、議案1の審議に入ります。議案第1号 鳥羽市景観計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

※事務局より、資料3、資料4に基づいて鳥羽市景観計画（案）及びパブリックコメントの結果について説明した。

会長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたとおり、県と協議が終了して、県の同意を得られましたので、景観計画（案）に載っているように、県と市が管理する公共施設が、景観重要公共施設として位置づけられる事について説明をしていただきました。それから、パブリックコメントの結果も報告していただきました。

それでは、ただ今の報告に対して、何かご質問等がありますか。

委員

この資料3は景観計画（案）となっていますが、条例では1日から施行されると書いてありますが、案のままで良いのでしょうか。

事務局

条例は、5月1日から施行されています。

景観計画（案）については、今回この審議会で認めていただけたら、市議会の9月議会に上程します。上程して10月初め位に表決となりますが、そこで市議会に認められれば、景観計画が確定します。

会長

他の委員の方から、何かご質問はありますか。

副会長

98ページからの景観重要公共施設ですが、この話は策定委員会の時は無かったと思いますが、新たに進んだ内容でしょうか。

事務局

策定委員会の時は、このように公共施設を決めていくという方針までを示していました。具体的な路線は、今回初めて出させていただく内容です。

副会長

103ページに国道と県道が出ていますが、パールロードの相差インターから相差へ降りていく道は、逢坂峠からの矢湾を右に見ながら、道路がかなり整備されていますが、その県道は入らないのでしょうか。

事務局

選定基準として、沿道ゾーンになっている路線を指定する事になっています。相差に降りていく道路は、沿道ゾーンに含まれていないので、対象にはなっていません。

副会長

沿道ゾーンはどこでしょうか。

事務局

74ページにゾーニングの図面がありますが、この図で堅神の方から行きますと、道路から両側15mの幅で、国道42号沿道ゾーンを設定しました。そのままパールロードも志摩市境までずっとパールロード沿道ゾーンとして設定しています。このゾーニングは、策定委員会で協議した内容です。

副会長

今の状況を見ていると、かなり道路幅が広いので、既に両側に社屋が建っていますけれども、このエリアはどうなるか気になります。もう策定委員会で決めているので、除外ということになるのですか。

事務局

景観重要公共施設の選定基準は、先ほど説明したように沿道ゾーンにあることなど、3つの基準を定めていますので、現状としては、その基準から外れる路線については、景観重要公共施設としての対象にはならない事になります。

副会長

委員の方の意見もお聞きしたいと思います。知らない方もいると思いますが、相違へ抜ける所の眺望は、非常に良い場所だと思います。パールロードも然りですけれども、それと見合うぐらいの景観だと思います。

事務局

道路は景観重要公共施設からは外れていますが、あの辺りは74ページの図にあるように、眺望保全ゾーンとして設定していますので、何か建つ時にはそちらでの制限はかけられると考えています。

副会長

何らかの措置が取られるのであれば良いと思いますが。

事務局

今、県で工事をしている区間ですが、第3種特別地域にも少しかかっています。恐らくその関係もあって、実際には、ガードレールの色などを景観に配慮していただいていると思います。近隣の道路についても、景観重要公共施設に指定しない場合でも県と協議して、ガードレールなどは景観に配慮してくださいと言わせていただこうかと思っています。

副会長

景観重要公共施設として国道、県道、市道の主たる所が決められていますが、これに指定しなかった所で、代替措置として何か網が掛かっているとしても、何も支障がないという判断で良いのでしょうか。

事務局

お願いと言う形にしかならないので、県から沿道ゾーンではないから景観に配慮しないとされる可能性はあります。そもそも景観重要公共施設として、ここに載せていても強制力はないので、配慮していただくようお願いする事になります。

副会長

恐らくこの辺りは、特に建物や広告看板類が建つ可能性が非常に高く、これからほぼ整備されていくと思います。そうなると、現に社屋が建っていたり、廃業した海鮮売り場もありますけれども、再利用するなど、そのような動きが出てくるエリアだと思います。

会長

規模の大きな建物が建ってきているのですか。

副会長

もう既に建って稼働が始まっています。

事務局

建築物については県の景観計画では建築面積1,000㎡超を届出対象としていますが、今回の鳥羽市景観計画では500㎡超と絞りましたので、ある程度の規模の建物については、大きな工場も含めて景観誘導をできるものと考えています。一般住宅については、この路線は届出対象にしていらないので、少し難しいですけれども、一定の規模を超える建物の場合は、色なども含めて協議できます。

会長

事務局から説明がありましたが、現在は県の景観計画が適用されていますが、鳥羽市の景観計画に切り替わると、届出が必要な建築面積は1,000㎡から小さくなり、500㎡を超えるものは全て届出が必要になります。委員が心配されているように、いち早く鳥羽市景観計画の運用を始めて、しっかりと対応していく事が重要です。

現在の県の景観計画は、届出が必要な面積がちょっと広いですが、鳥羽市景観計画になると、鳥羽市の全域にわたって高さが10mを超えるか、建築面積が500㎡を超えるか、どちらかに掛かる場合に届出が必要になり、市と協議しなければならなくなります。これから建てようとする建物に関しては、景観計画に書いてある景観形成基準を守っていただく事になります。

それから、今説明していただいた景観重要公共施設は、行政が直接行う公共事業における配慮の話ですので、道路に関して言うと、中心市街地の道路でない限りは、せいぜいガードレールをどうするのかという程度の協議になります。私見ですがけれども、ここに書いてある内容で配慮していただければ良いのではないかと考えています。まちなかになると歩道や、道路上に電柱や街路灯などの占用物が色々出てきます。そうすると、郊外の道路よりも少し詳細な基準が必要になってきますが、中心部の道路は、一通り入れていただいています。

景観計画策定委員会で2年間議論してきた通り、重要な骨格となる所に関しては、一応一通りは押さえられています。ただ、委員が言われたように、第1弾で指定しなかった所で、今後何か出てきた時には、鳥羽市景観計画を運用していく中で、見直しは適宜できます。他市でも、何か大きな問題が出てきたら追加で指定するなどの対応をやっていきますので、鳥羽市でもその様に対応していただければと思います。

副会長

意識しておいていただければと思います。

市長

私もとても関心のある所で、逢坂峠を越えて的矢湾が広がるあの景観がとても良いのですが、新しくできた道路の左側には海産系の建物が2つあって、そのうちの1つは今言われたように廃業されたと思います。

副会長

あれは、再利用の可能性もあると思います。

市長

それから、右手にも、少し土を採って工場が建っていたと思います。

そういった建物の上に大きな屋外広告物などができると、色にしろ、大きさにしろ、あまりよろしくないとも思っていたところですが。会長が言われたように、後から皆さんの意見を拾いながら、縛りを強くしていけるのであれば、対応していければと思います。

副会長

相違の方の意識は、ほとんど皆が高台だと思っています。あの山は事業系にしろ、住宅系にしろ、非常に良い場所だと意識していると思います。

会長

今ご指摘いただいた事に留意しながら、もし、新しい課題が出た場合には、適宜見直しをしていくという事で、進める事ができればと思います。

それから、市長が言われたように、屋外広告物も重要です。景観計画は、県から市に移譲されますが、屋外広告物は、引き続き県の担当です。屋外広告物で何か不都合があれば、県に連絡をして、県に基準の見直しをしてもらえれば対応できます。私は県の屋外広告物の審議会の会長をやっていましたが、県の屋外広告物条例ではゾーニングを指定することができて、特定の市から要望があればそのエリアだけ基準を変えることが可能です。

ぜひ鳥羽市でも、先ほども話したように、現在の県の景観計画から早く鳥羽市景観計画に切り替えて、建築物のコントロールは鳥羽市でできるようにして、不都合な看板が出てきたら、それは県に対してそのエリアの基準を変えてもらうようにするなど、県と市で連携していけると、今までできなかった事もできるようになると思います。

委員の皆さんも、そういう提案があれば景観審議会を出していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

委員

パールロードの沿道は、今現在は非常に景色が良いのですが、それは伊勢志摩サミットの時に木をバッサリと切ったからで、それから景色が良くなりました。それ以前は木が伸びていてとても眺望が良いとは言えない状況だったのです。これがまた10年、20年たつと、景色が変わってくるのではないかと思います。この計画を作ることによって、そういった場合に伐採を進めるなどの対応はできるのでしょうか。

事務局

今回指定する景観重要公共施設は構造物に関する内容で、ガードレールなどに関する基準について県と協議が整ったという事になります。今後また木が大きくなった時に景色が悪くなるという維持管理の話については、パールロードの場合は、別にパールロード沿線協議会というのを市でつくって協議していますので、そちらで木の伐採について県と協議したいと思います。

会長

ありがとうございました。
他に何かありますか。

委員

先ほどパールロードの話が出ましたけれども、適切に管理をしていかないと景観は保全されませんので、そのところは私からもお願いしたいと思っています。

委員

伊勢志摩国立公園というものを、これからやはり未来永劫守っていかなければいけないと思います。その視点を持つというのが鳥羽らしさだと思いますので、それを中心に今後考えていくべきではないかと思います。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

海女集落の研究結果についてでも良いですか。

会長

一言触れていただけますか。

委員

資料3の景観計画案の後ろの方、資料編の27ページ以降に、これまでも皆さんに紹介してきましたが、2年間海女集落の調査をした結果の簡単なまとめを入れさせていただきます。ぜひ見ていただいてご意見をいただければと思います。

会長

今の委員の話を補足しますと、本年度からは海女振興協議会の事業として、海女集落の景観調査を引き続き行う事になりました。まちづくり整備室と教育委員会と連携し、日本遺産の事業と絡めながら、この景観計画で謳った内容に即して、海女集落の魅力アップや景観マップづくりもやっていく予定です。ちょうどマップができる来年度には、景観計画も成案になって運用し始める事になります。

この調査も進捗があれば、策定委員会の時と同じように適宜経過報告をしたいと思いますので、その時に委員の皆さんからも海女集落の景観をどうしたらいいかご意見があればよろしくをお願いします。

それでは、一通りご意見をいただきましたけれども、他に何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、パブリックコメントも済みまして、パブリックコメント以降に追加された景観重要公共施設の県との協議についての内容も報告があり、委員の皆様を確認していただきました。鳥羽市景観計画（案）について承諾したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど市長から諮問をしていただいた内容に対する答申書を、私の方から読み上げさせていただきます。

※会長より、原案の通り同意する旨を答申した。

6 その他

会長

ありがとうございました。

それでは、その他事項に移りたいと思いますが、委員の方から何かありますか。

委員

以前から感じていたのですが、この会議は男性ばかりで女性がいません。事務局に1人いるだけで、女性の意見が入っていないのはどうかと思っていました。我々は以前の策定委員会から段階を踏んできていますので、いきなり委員として入っても難しいという事もあるかと思いますが、可能ならば検討していただければと思います。

会長

事務局からいかがですか。

事務局

今回は策定委員会での協議内容をよくご存じの方ということで委員を推薦させていただきました。委員は2年の任期があり、市としても女性を委員として入れたいという意向もありますので、次の改選の時には検討したいと思います。

会長

ご意見ありがとうございました。今後の検討課題にさせていただければと思います。
他の方から何かありますか。よろしいでしょうか。
それでは事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局

今後の予定について、本日答申をいただいた鳥羽市景観計画（案）は9月に市議会に上程させていただき、計画が確定する見込みです。その後に約半年間の周知期間を設けて、鳥羽市景観計画の発効は令和3年4月1日を予定しており、この時点で三重県景観計画から鳥羽市景観計画に移行するという形になります。
事務局からは以上です。

会長

今、説明があったように、予定通り進めば、令和3年4月1日からこの景観計画が正式に発効をする事になります。鳥羽市景観計画が正式発効されましたら、定期的に景観審議会を開催して、景観計画の進捗について皆さんと監理していく事になります。お忙しいとは思いますが、景観審議会の案内が来ましたら、ご出席いただければと思います。

それでは、以上をもって本日の議事は全て終了しました。第1回鳥羽市景観審議会を閉会します。ご出席いただきどうもありがとうございました。

以上